

( 非公募 )

## 山口市小鯖高齢者生きがいセンター指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 山口市小鯖高齢者生きがいセンター
- 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名  
小鯖地区社会福祉協議会  
会長 石 田 三 郎  
山口市下小鯖654番地6
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）  
小鯖地域内で社会福祉事業を運営することを目的に設立され、平成12年4月の山口市小鯖高齢者生きがいセンター開設時から施設の管理運営を行っている。
- 5 非公募施設とした理由  
高齢者生きがいセンターは、地域からの要望により建設された施設であり、地域住民が利用する地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過  
仕様書の決定 令和7年6月30日（月）  
指定申請提出期間 令和7年8月21日（木）～令和7年9月19日（金）  
選定委員会による審査 令和7年10月14日（火）
- 7 審査の方法  
(1) 選定委員会委員  
堀 由紀江 健康福祉部長（委員長）  
天賀 康介 健康福祉部次長  
周山 哲也 地域福祉課長  
山本 清治 高齢福祉課長  
河口 貴則 障がい福祉課長  
守田 潤子 健康増進課長  
(2) 提出書類の確認  
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。  
(3) 特定団体ヒアリング  
特定団体に対してのヒアリングについては、指定申請書提出後隨時行いました。  
(4) 審査内容  
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において[別紙1]に掲げる審査基準により評価を行い、各委員の合計得点が合計評価点の6割以上（基準点）であることを確認し、候補者として選定しました。  
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

## 8 審査の詳細

審査基準	評価点	委員数	評価点合計	小鯖地区社会福祉協議会
利用者の公平性、平等性等が確保できるか	10	6	60	42
施設の効用を最大限に發揮できるか	35		210	168
施設の管理運営経費の縮減が図られるか	10		60	36
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有しているか	30		180	129
地域との連携・協働が図られているか	15		90	74
合 計	100		600	449
基 準 点 (評価点合計×0.6)				360

## 9 審査意見

山口市小鯖高齢者生きがいセンターは、高齢者の生きがいの創造及び社会参加並びに世代交流の促進等地域住民のコミュニティ活動推進の場を確保し、高齢者福祉の向上に資することを目的として設置している施設です。そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である小鯖地区社会福祉協議会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画・実施、及び効率的な管理運営を行うことが期待できます。

特に、小鯖地域づくり協議会と協働で、誰もが自由に使用できる場として、センター和室を開放し、高齢者の生きがいづくりや地域の交流の場として、施設を活用する取組に加え、介護予防教室の開催にあたり、参加者の送迎支援を地域内の社会福祉法人と連携して取り組む計画が評価できます。また、小鯖ふるさと祭りでは、和室での「お茶」接待や、洋室での「囲碁・将棋大会」の開催など、多世代交流の場として効果的に施設を活用されている点も評価できます。

以上、総合的に判断して、小鯖地区社会福祉協議会は山口市小鯖高齢者生きがいセンターの指定管理者候補者として必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

別紙1  
審査基準

評価項目		評価の視点	配点
大項目(選定基準)	小項目		
(1) 利用者の公平性、平等性等が確保することができるものであること		・利用申込みにあたり、一部の利用者に対して、正当な理由なく利用を拒んだり、優遇する恐れはないか。	10
(2) 施設の効用を最大限に發揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の設置目的を反映した運営方針となっていいるか。	10
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	・高齢者の生きがいの創造及び高齢者福祉の向上に資する事業内容が提案されているか。	15
	利用促進の取組み	・利用者の増加を図るための取組みが提案されているか。	10
(3) 施設の管理経費の縮減が図られるここと		・管理経費の内容は適切か。 ・経費の積算は適切になされているか。	10
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制が取られているか。	10
	利用者の安全を確保するための対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯対策が取られているか。 ・事故、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	10
	利用者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・苦情や要望に対して、適切に対応できる体制が取られているか。	10
(5) 地域との連携・協働が図られていること	地域との連携や協働を図るための取組みがなされていること	・地域の実情に応じた地域と連携した取組みがなされているか。	15
合計			100

( 非公募 )

## 山口市大内高齢者生きがいセンター指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 山口市大内高齢者生きがいセンター
- 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名  
大内地区社会福祉協議会  
会長 佐々木 奉文  
山口市大内矢田北五丁目8番28号
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）  
大内地域内で社会福祉事業を運営することを目的に設立され、平成14年5月の山口市大内高齢者生きがいセンター開設時から施設の管理運営を行っている。
- 5 非公募施設とした理由  
高齢者生きがいセンターは、地域からの要望により建設された施設であり、地域住民が利用する地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過  
仕様書の決定 令和7年6月30日（月）  
指定申請提出期間 令和7年8月21日（木）～令和7年9月19日（金）  
選定委員会による審査 令和7年10月14日（火）
- 7 審査の方法  
(1) 選定委員会委員  
堀 由紀江 健康福祉部長（委員長）  
天賀 康介 健康福祉部次長  
周山 哲也 地域福祉課長  
山本 清治 高齢福祉課長  
河口 貴則 障がい福祉課長  
守田 潤子 健康増進課長  
(2) 提出書類の確認  
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。  
(3) 特定団体ヒアリング  
特定団体に対してのヒアリングについては、指定申請書提出後隨時行いました。  
(4) 審査内容  
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において[別紙1]に掲げる審査基準により評価を行い、各委員の合計得点が合計評価点の6割以上（基準点）であることを確認し、候補者として選定しました。  
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

## 8 審査の詳細

審査基準	評価点	委員数	評価点合計	大内地区社会福祉協議会
利用者の公平性、平等性等が確保できるか	10	6	60	42
施設の効用を最大限に發揮できるか	35		210	155
施設の管理運営経費の縮減が図られるか	10		60	36
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有しているか	30		180	130
地域との連携・協働が図られているか	15		90	66
合 計	100		600	429
基 準 点 (評価点合計×0.6)				360

## 9 審査意見

山口市大内高齢者生きがいセンターは、高齢者の生きがいの創造及び社会参加並びに世代交流の促進等地域住民のコミュニティ活動推進の場を確保し、高齢者福祉の向上に資することを目的として設置している施設です。そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である大内地区社会福祉協議会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画・実施、及び効率的な管理運営を行うことが期待できます。

特に、フレイル予防の取組として、「お口のフレイル」「体のフレイル」「交通安全定期健診」といった、持続可能な取組の計画に加え、認知症サポーター養成講座を予定されている点が評価できます。また、管理運営体制について、複数名の管理人を配置することで、施設の適切な管理に加え、利用者が安心して安全に過ごせる運営が期待できます。

以上、総合的に判断して、大内地区社会福祉協議会は山口市大内高齢者生きがいセンターの指定管理者候補者として必要な条件を満たしており、適当であると認めます。

別紙1  
審査基準

評価項目		評価の視点	配点
大項目(選定基準)	小項目		
(1) 利用者の公平性、平等性等が確保することができるものであること		・利用申込みにあたり、一部の利用者に対して、正当な理由なく利用を拒んだり、優遇する恐れはないか。	10
(2) 施設の効用を最大限に發揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の設置目的を反映した運営方針となっていいるか。	10
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	・高齢者の生きがいの創造及び高齢者福祉の向上に資する事業内容が提案されているか。	15
	利用促進の取組み	・利用者の増加を図るための取組みが提案されているか。	10
(3) 施設の管理経費の縮減が図られるここと		・管理経費の内容は適切か。 ・経費の積算は適切になされているか。	10
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制が取られているか。	10
	利用者の安全を確保するための対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯対策が取られているか。 ・事故、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	10
	利用者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・苦情や要望に対して、適切に対応できる体制が取られているか。	10
(5) 地域との連携・協働が図られていること	地域との連携や協働を図るための取組みがなされていること	・地域の実情に応じた地域と連携した取組みがなされているか。	15
合計			100

( 非公募 )

## 山口市宮野高齢者生きがいセンター指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 山口市宮野高齢者生きがいセンター
- 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名  
宮野地区高齢者生きがいセンター運営委員会  
会長 原 田 尚  
山口市宮野下784番地3
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）  
山口市宮野高齢者生きがいセンターを管理運営することを目的に設立され、平成19年11月の開設時から施設の管理運営を行っている。
- 5 非公募施設とした理由  
高齢者生きがいセンターは、地域からの要望により建設された施設であり、地域住民が利用する地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過  
仕様書の決定 令和7年6月30日（月）  
指定申請提出期間 令和7年8月21日（木）～令和7年9月19日（金）  
選定委員会による審査 令和7年10月14日（火）
- 7 審査の方法  
(1) 選定委員会委員  
堀 由紀江 健康福祉部長（委員長）  
天賀 康介 健康福祉部次長  
周山 哲也 地域福祉課長  
山本 清治 高齢福祉課長  
河口 貴則 障がい福祉課長  
守田 潤子 健康増進課長  
(2) 提出書類の確認  
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。  
(3) 特定団体ヒアリング  
特定団体に対してのヒアリングについては、指定申請書提出後隨時行いました。  
(4) 審査内容  
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において[別紙1]に掲げる審査基準により評価を行い、各委員の合計得点が合計評価点の6割以上（基準点）であることを確認し、候補者として選定しました。  
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

## 8 審査の詳細

審査基準	評価点	委員数	評価点合計	宮野地区高齢者生きがいセンター運営委員会
利用者の公平性、平等性等が確保できるか	10	6	60	42
施設の効用を最大限に發揮できるか	35		210	154
施設の管理運営経費の縮減が図られるか	10		60	36
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有しているか	30		180	125
地域との連携・協働が図られているか	15		90	69
合 計	100		600	426
基 準 点 (評価点合計×0.6)				360

## 9 審査意見

山口市宮野高齢者生きがいセンターは、高齢者の生きがいの創造及び社会参加並びに世代交流の促進等地域住民のコミュニティ活動推進の場を確保し、高齢者福祉の向上に資することを目的として設置している施設です。そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である宮野地区高齢者生きがいセンター運営委員会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を發揮させる事業の企画・実施、及び効率的な管理運営を行うことが期待できます。

特に、いきいき百歳体操や映画鑑賞、カラオケ会や健康麻雀など、利用者の増加を図るための様々な活動を計画されている点が評価できます。また、地域団体と連携して、災害時の要援護者の安全・安心を確保するために要援護者一時避難場所とされているほか、講演会等の開催時には、高齢者に限らず地域住民に案内するなど、地域との交流・連携を目的にした取組も高く評価できます。

以上、総合的に判断して、宮野地区高齢者生きがいセンター運営委員会は山口市宮野高齢者生きがいセンターの指定管理者候補者として必要な条件を満たしており、適当であると認めます。

別紙1  
審査基準

評価項目		評価の視点	配点
大項目(選定基準)	小項目		
(1) 利用者の公平性、平等性等が確保することができるものであること		・利用申込みにあたり、一部の利用者に対して、正当な理由なく利用を拒んだり、優遇する恐れはないか。	10
(2) 施設の効用を最大限に發揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の設置目的を反映した運営方針となっていいるか。	10
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	・高齢者の生きがいの創造及び高齢者福祉の向上に資する事業内容が提案されているか。	15
	利用促進の取組み	・利用者の増加を図るための取組みが提案されているか。	10
(3) 施設の管理経費の縮減が図られるのこと		・管理経費の内容は適切か。 ・経費の積算は適切になされているか。	10
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制が取られているか。	10
	利用者の安全を確保するための対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯対策が取られているか。 ・事故、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	10
	利用者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・苦情や要望に対して、適切に対応できる体制が取られているか。	10
(5) 地域との連携・協働が図られていること	地域との連携や協働を図るための取組みがなされていること	・地域の実情に応じた地域と連携した取組みがなされているか。	15
合計			100

( 非公募 )

## 山口市吉敷高齢者生きがいセンター指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 山口市吉敷高齢者生きがいセンター
- 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名  
吉敷地区社会福祉協議会  
会長 吉山 幸博  
山口市吉敷佐畠一丁目4番1号
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）  
吉敷地域内で社会福祉事業を運営することを目的に設立され、平成10年4月の山口市吉敷高齢者生きがいセンター開設時から施設の管理運営を行っている。
- 5 非公募施設とした理由  
高齢者生きがいセンターは、地域からの要望により建設された施設であり、地域住民が利用する地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過  
仕様書の決定 令和7年6月30日（月）  
指定申請提出期間 令和7年8月21日（木）～令和7年9月19日（金）  
選定委員会による審査 令和7年10月14日（火）
- 7 審査の方法  
(1) 選定委員会委員  
堀 由紀江 健康福祉部長（委員長）  
天賀 康介 健康福祉部次長  
周山 哲也 地域福祉課長  
山本 清治 高齢福祉課長  
河口 貴則 障がい福祉課長  
守田 潤子 健康増進課長  
(2) 提出書類の確認  
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。  
(3) 特定団体ヒアリング  
特定団体に対してのヒアリングについては、指定申請書提出後隨時行いました。  
(4) 審査内容  
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において[別紙1]に掲げる審査基準により評価を行い、各委員の合計得点が合計評価点の6割以上（基準点）であることを確認し、候補者として選定しました。  
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

## 8 審査の詳細

審査基準	評価点	委員数	評価点合計	吉敷地区社会福祉協議会
利用者の公平性、平等性等が確保できるか	10	6	60	40
施設の効用を最大限に發揮できるか	35		210	147
施設の管理運営経費の縮減が図られるか	10		60	36
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有しているか	30		180	122
地域との連携・協働が図られているか	15		90	66
合 計	100		600	411
基 準 点 (評価点合計×0.6)				360

## 9 審査意見

山口市吉敷高齢者生きがいセンターは、高齢者の生きがいの創造及び社会参加並びに世代交流の促進等地域住民のコミュニティ活動推進の場を確保し、高齢者福祉の向上に資することを目的として設置している施設です。そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である吉敷地区社会福祉協議会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画・実施、及び効率的な管理運営を行うことが期待できます。

特に、健康・介護予防に関する講座として、いきいき百歳体操や認知症予防などの健康管理に関する活動を計画されている点が評価できます。また、利用促進に向けた取組として、地域広報誌やウェブサイトに加え、SNSを活用した情報発信を予定されている点も、今後の利用者の増加に向けて期待ができます。

以上、総合的に判断して、吉敷地区社会福祉協議会は山口市吉敷高齢者生きがいセンターの指定管理者候補者として必要な条件を満たしており、適当であると認めます。

別紙1  
審査基準

評価項目		評価の視点	配点
大項目(選定基準)	小項目		
(1) 利用者の公平性、平等性等が確保することができるものであること		・利用申込みにあたり、一部の利用者に対して、正当な理由なく利用を拒んだり、優遇する恐れはないか。	10
(2) 施設の効用を最大限に發揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の設置目的を反映した運営方針となっていいるか。	10
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	・高齢者の生きがいの創造及び高齢者福祉の向上に資する事業内容が提案されているか。	15
	利用促進の取組み	・利用者の増加を図るための取組みが提案されているか。	10
(3) 施設の管理経費の縮減が図られるのこと		・管理経費の内容は適切か。 ・経費の積算は適切になされているか。	10
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制が取られているか。	10
	利用者の安全を確保するための対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯対策が取られているか。 ・事故、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	10
	利用者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・苦情や要望に対して、適切に対応できる体制が取られているか。	10
(5) 地域との連携・協働が図られていること	地域との連携や協働を図るための取組みがなされていること	・地域の実情に応じた地域と連携した取組みがなされているか。	15
合計			100

( 非公募 )

## 山口市平川高齢者生きがいセンター指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 山口市平川高齢者生きがいセンター
- 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名  
平川高齢者生きがいセンター運営委員会  
会長 吉 村 博 雄  
山口市平井1407番地1
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）  
山口市平川高齢者生きがいセンターを管理運営することを目的に設立され、平成15年4月の開設時から施設の管理運営を行っている。
- 5 非公募施設とした理由  
高齢者生きがいセンターは、地域からの要望により建設された施設であり、地域住民が利用する地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過  
仕様書の決定 令和7年6月30日（月）  
指定申請提出期間 令和7年8月21日（木）～令和7年9月19日（金）  
選定委員会による審査 令和7年10月14日（火）
- 7 審査の方法  
(1) 選定委員会委員  
堀 由紀江 健康福祉部長（委員長）  
天賀 康介 健康福祉部次長  
周山 哲也 地域福祉課長  
山本 清治 高齢福祉課長  
河口 貴則 障がい福祉課長  
守田 潤子 健康増進課長  
(2) 提出書類の確認  
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。  
(3) 特定団体ヒアリング  
特定団体に対してのヒアリングについては、指定申請書提出後隨時行いました。  
(4) 審査内容  
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において[別紙1]に掲げる審査基準により評価を行い、各委員の合計得点が合計評価点の6割以上（基準点）であることを確認し、候補者として選定しました。  
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

## 8 審査の詳細

審査基準	評価点	委員数	評価点合計	平川高齢者生きがいセンター運営委員会
利用者の公平性、平等性等が確保できるか	10	6	60	40
施設の効用を最大限に発揮できるか	35		210	151
施設の管理運営経費の縮減が図られるか	10		60	36
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有しているか	30		180	124
地域との連携・協働が図られているか	15		90	70
合 計	100		600	421
基 準 点 (評価点合計×0.6)				360

## 9 審査意見

山口市平川高齢者生きがいセンターは、高齢者の生きがいの創造及び社会参加並びに世代交流の促進等地域住民のコミュニティ活動推進の場を確保し、高齢者福祉の向上に資することを目的として設置している施設です。そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である平川高齢者生きがいセンター運営委員会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画・実施、及び効率的な管理運営を行うことが期待できます。

特に、茶道やグラウンドゴルフなどを、小学校のクラブ活動の中で実施を計画されている点や、地域の様々な団体の活動や行事への協力など、世代間交流事業による地域と連携した取組を計画されている点が評価できます。

以上、総合的に判断して、平川高齢者生きがいセンター運営委員会は山口市平川高齢者生きがいセンターの指定管理者候補者として必要な条件を満たしており、適当であると認めます。

別紙1  
審査基準

評価項目		評価の視点	配点
大項目(選定基準)	小項目		
(1) 利用者の公平性、平等性等が確保することができるものであること		・利用申込みにあたり、一部の利用者に対して、正当な理由なく利用を拒んだり、優遇する恐れはないか。	10
(2) 施設の効用を最大限に發揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の設置目的を反映した運営方針となっていいるか。	10
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	・高齢者の生きがいの創造及び高齢者福祉の向上に資する事業内容が提案されているか。	15
	利用促進の取組み	・利用者の増加を図るための取組みが提案されているか。	10
(3) 施設の管理経費の縮減が図られるここと		・管理経費の内容は適切か。 ・経費の積算は適切になされているか。	10
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制が取られているか。	10
	利用者の安全を確保するための対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯対策が取られているか。 ・事故、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	10
	利用者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・苦情や要望に対して、適切に対応できる体制が取られているか。	10
(5) 地域との連携・協働が図られていること	地域との連携や協働を図るための取組みがなされていること	・地域の実情に応じた地域と連携した取組みがなされているか。	15
合計			100

( 非公募 )

## 山口市陶高齢者生きがいセンター指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 山口市陶高齢者生きがいセンター
- 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名  
陶いきがいセンター運営委員会  
会長 淳 上 隆 昭  
山口市陶571番地
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）  
山口市陶高齢者生きがいセンターを管理運営することを目的に設立され、平成14年11月の開設時から施設の管理運営を行っている。
- 5 非公募施設とした理由  
高齢者生きがいセンターは、地域からの要望により建設された施設であり、地域住民が利用する地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過  
仕様書の決定 令和7年6月30日（月）  
指定申請提出期間 令和7年8月21日（木）～令和7年9月19日（金）  
選定委員会による審査 令和7年10月14日（火）
- 7 審査の方法  
(1) 選定委員会委員  
堀 由紀江 健康福祉部長（委員長）  
天賀 康介 健康福祉部次長  
周山 哲也 地域福祉課長  
山本 清治 高齢福祉課長  
河口 貴則 障がい福祉課長  
守田 潤子 健康増進課長  
(2) 提出書類の確認  
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。  
(3) 特定団体ヒアリング  
特定団体に対してのヒアリングについては、指定申請書提出後隨時行いました。  
(4) 審査内容  
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において[別紙1]に掲げる審査基準により評価を行い、各委員の合計得点が合計評価点の6割以上（基準点）であることを確認し、候補者として選定しました。  
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

## 8 審査の詳細

審査基準	評価点	委員数	評価点合計	陶いきがいセンター運営委員会
利用者の公平性、平等性等が確保できるか	10	6	60	42
施設の効用を最大限に發揮できるか	35		210	154
施設の管理運営経費の縮減が図られるか	10		60	36
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有しているか	30		180	126
地域との連携・協働が図られているか	15		90	80
合 計	100		600	438
基 準 点 (評価点合計×0.6)				360

## 9 審査意見

山口市陶高齢者生きがいセンターは、高齢者の生きがいの創造及び社会参加並びに世代交流の促進等地域住民のコミュニティ活動推進の場を確保し、高齢者福祉の向上に資することを目的として設置している施設です。そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である陶いきがいセンター運営委員会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画・実施、及び効率的な管理運営を行うことが期待できます。

特に、地域住民の交流の場として、地元自治会と共に計画されている「ほたるの夕べ」や、夏休みの三世代交流として計画されている「そうめん流し」など、季節に応じた活動計画が評価できます。また、写真入りの施設利用案内を作成するなど、利用者の増加に向けた取組に加え、災害時に地域交流センターへの避難が困難な近隣の高齢者等の避難所として利用されるなど、高齢者のみならず地域の拠点として、効果的な施設の利活用が計画されている点が高く評価できます。

以上、総合的に判断して、陶いきがいセンター運営委員会は山口市陶高齢者生きがいセンターの指定管理者候補者として必要な条件を満たしており、適当であると認めます。

別紙1  
審査基準

評価項目		評価の視点	配点
大項目(選定基準)	小項目		
(1) 利用者の公平性、平等性等が確保することができるものであること		・利用申込みにあたり、一部の利用者に対して、正当な理由なく利用を拒んだり、優遇する恐れはないか。	10
(2) 施設の効用を最大限に發揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の設置目的を反映した運営方針となっていいるか。	10
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	・高齢者の生きがいの創造及び高齢者福祉の向上に資する事業内容が提案されているか。	15
	利用促進の取組み	・利用者の増加を図るための取組みが提案されているか。	10
(3) 施設の管理経費の縮減が図られるここと		・管理経費の内容は適切か。 ・経費の積算は適切になされているか。	10
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制が取られているか。	10
	利用者の安全を確保するための対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯対策が取られているか。 ・事故、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	10
	利用者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・苦情や要望に対して、適切に対応できる体制が取られているか。	10
(5) 地域との連携・協働が図られていること	地域との連携や協働を図るための取組みがなされていること	・地域の実情に応じた地域と連携した取組みがなされているか。	15
合計			100

( 非公募 )

## 山口市鋳銭司高齢者生きがいセンター指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 山口市鋳銭司高齢者生きがいセンター
- 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名  
鋳銭司地区社会福祉協議会  
会長 德永勝治  
山口市鋳銭司5675番地1
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）  
鋳銭司地域内で社会福祉事業を運営することを目的に設立され、平成21年1月の山口市鋳銭司高齢者生きがいセンター開設時から、鋳銭司高齢者生きがいセンター運営委員会の構成員として施設の管理運営に携わっている。
- 5 非公募施設とした理由  
高齢者生きがいセンターは、地域からの要望により建設された施設であり、地域住民が利用する地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過  
仕様書の決定 令和7年6月30日（月）  
指定申請提出期間 令和7年8月21日（木）～令和7年9月19日（金）  
選定委員会による審査 令和7年10月14日（火）
- 7 審査の方法  
(1) 選定委員会委員  
堀 由紀江 健康福祉部長（委員長）  
天賀 康介 健康福祉部次長  
周山 哲也 地域福祉課長  
山本 清治 高齢福祉課長  
河口 貴則 障がい福祉課長  
守田 潤子 健康増進課長  
(2) 提出書類の確認  
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。  
(3) 特定団体ヒアリング  
特定団体に対してのヒアリングについては、指定申請書提出後隨時行いました。  
(4) 審査内容  
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において[別紙1]に掲げる審査基準により評価を行い、各委員の合計得点が合計評価点の6割以上（基準点）であることを確認し、候補者として選定しました。  
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意

見を付記して審査意見としました。

#### 8 審査の詳細

審査基準	評価点	委員数	評価点合計	鑄銭司地区社会福祉協議
利用者の公平性、平等性等が確保できるか	10	6	60	42
施設の効用を最大限に発揮できるか	35		210	152
施設の管理運営経費の縮減が図られるか	10		60	36
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有しているか	30		180	125
地域との連携・協働が図られているか	15		90	74
合 計	100		600	429
基 準 点 (評価点合計×0.6)				360

#### 9 審査意見

山口市鑄銭司高齢者生きがいセンターは、高齢者の生きがいの創造及び社会参加並びに世代交流の促進等地域住民のコミュニティ活動推進の場を確保し、高齢者福祉の向上に資することを目的として設置している施設です。そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である鑄銭司地区社会福祉協議会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画・実施、及び効率的な管理運営を行うことが期待できます。

特に、健康体操や脳トレゲーム、手芸や塗り絵などの介護予防活動のほか、効果的な筋トレ講座をはじめとする長寿健康講座の開催計画が評価できます。また、地域交流センター移転後も利用者が持参する使用済乾電池やスプレー缶、蛍光灯などを回収して地域交流センターへ配送する点も利用者からの要望を踏まえた効果的な取組として評価できます。

以上、総合的に判断して、鑄銭司地区社会福祉協議会は山口市鑄銭司高齢者生きがいセンターの指定管理者候補者として必要な条件を満たしており、適当であると認めます。

別紙1  
審査基準

評価項目		評価の視点	配点
大項目(選定基準)	小項目		
(1) 利用者の公平性、平等性等が確保することができるものであること		・利用申込みにあたり、一部の利用者に対して、正当な理由なく利用を拒んだり、優遇する恐れはないか。	10
(2) 施設の効用を最大限に發揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の設置目的を反映した運営方針となっていいるか。	10
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	・高齢者の生きがいの創造及び高齢者福祉の向上に資する事業内容が提案されているか。	15
	利用促進の取組み	・利用者の増加を図るための取組みが提案されているか。	10
(3) 施設の管理経費の縮減が図られるのこと		・管理経費の内容は適切か。 ・経費の積算は適切になされているか。	10
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制が取られているか。	10
	利用者の安全を確保するための対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯対策が取られているか。 ・事故、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	10
	利用者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・苦情や要望に対して、適切に対応できる体制が取られているか。	10
(5) 地域との連携・協働が図られていること	地域との連携や協働を図るための取組みがなされていること	・地域の実情に応じた地域と連携した取組みがなされているか。	15
合計			100

( 非公募 )

## 山口市名田島高齢者生きがいセンター指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 山口市名田島高齢者生きがいセンター
- 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名  
名田島地区社会福祉協議会  
会長 伊藤米秋  
山口市名田島1529番地
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）  
名田島地域内で社会福祉事業を運営することを目的に設立され、平成11年4月の山口市名田島高齢者生きがいセンター開設時から施設の管理運営を行っている。
- 5 非公募施設とした理由  
高齢者生きがいセンターは、地域からの要望により建設された施設であり、地域住民が利用する地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過  
仕様書の決定 令和7年6月30日（月）  
指定申請提出期間 令和7年8月21日（木）～令和7年9月19日（金）  
選定委員会による審査 令和7年10月14日（火）
- 7 審査の方法  
(1) 選定委員会委員  
堀 由紀江 健康福祉部長（委員長）  
天賀 康介 健康福祉部次長  
周山 哲也 地域福祉課長  
山本 清治 高齢福祉課長  
河口 貴則 障がい福祉課長  
守田 潤子 健康増進課長  
(2) 提出書類の確認  
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。  
(3) 特定団体ヒアリング  
特定団体に対してのヒアリングについては、指定申請書提出後隨時行いました。  
(4) 審査内容  
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において[別紙1]に掲げる審査基準により評価を行い、各委員の合計得点が合計評価点の6割以上（基準点）であることを確認し、候補者として選定しました。  
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

## 8 審査の詳細

審査基準	評価点	委員数	評価点合計	名田島地区社会福祉協議会
利用者の公平性、平等性等が確保できるか	10	6	60	42
施設の効用を最大限に發揮できるか	35		210	152
施設の管理運営経費の縮減が図られるか	10		60	36
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有しているか	30		180	126
地域との連携・協働が図られているか	15		90	70
合 計	100		600	426
基 準 点 (評価点合計×0.6)				360

## 9 審査意見

山口市名田島高齢者生きがいセンターは、高齢者の生きがいの創造及び社会参加並びに世代交流の促進等地域住民のコミュニティ活動推進の場を確保し、高齢者福祉の向上に資することを目的として設置している施設です。そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である名田島地区社会福祉協議会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画・実施、及び効率的な管理運営を行うことが期待できます。

特に、多世代交流事業として小学生との交流に加え、介護予防講座やエイジレス講座等の計画が評価できます。その他、生け花や花壇の手入れといった利用者が快く来訪・利用できるような環境美化の取組も評価できます。また、自治会や地域交流センターと連携して行事への参加協力等を計画されている点が地域との連携を図りながら、利用促進につながるものと期待しています。

以上、総合的に判断して、名田島地区社会福祉協議会は山口市名田島高齢者生きがいセンターの指定管理者候補者として必要な条件を満たしており、適当であると認めます。

別紙1  
審査基準

評価項目		評価の視点	配点
大項目(選定基準)	小項目		
(1) 利用者の公平性、平等性等が確保することができるものであること		・利用申込みにあたり、一部の利用者に対して、正当な理由なく利用を拒んだり、優遇する恐れはないか。	10
(2) 施設の効用を最大限に發揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の設置目的を反映した運営方針となっているか。	10
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	・高齢者の生きがいの創造及び高齢者福祉の向上に資する事業内容が提案されているか。	15
	利用促進の取組み	・利用者の増加を図るための取組みが提案されているか。	10
(3) 施設の管理経費の縮減が図られるのこと		・管理経費の内容は適切か。 ・経費の積算は適切になされているか。	10
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制が取られているか。	10
	利用者の安全を確保するための対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯対策が取られているか。 ・事故、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	10
	利用者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・苦情や要望に対して、適切に対応できる体制が取られているか。	10
(5) 地域との連携・協働が図られていること	地域との連携や協働を図るための取組みがなされていること	・地域の実情に応じた地域と連携した取組みがなされているか。	15
合計			100

( 非公募 )

## 山口市秋穂二島高齢者生きがいセンター指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 山口市秋穂二島高齢者生きがいセンター
- 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名  
秋穂二島地区社会福祉協議会  
会長 村 中 勝 美  
山口市秋穂二島5990番地
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）  
秋穂二島地域内で社会福祉事業を運営することを目的に設立され、平成15年5月の山口市秋穂二島高齢者生きがいセンター開設時から施設の管理運営を行っている。
- 5 非公募施設とした理由  
高齢者生きがいセンターは、地域からの要望により建設された施設であり、地域住民が利用する地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過  
仕様書の決定 令和7年6月30日（月）  
指定申請提出期間 令和7年8月21日（木）～令和7年9月19日（金）  
選定委員会による審査 令和7年10月14日（火）
- 7 審査の方法  
(1) 選定委員会委員  
堀 由紀江 健康福祉部長（委員長）  
天賀 康介 健康福祉部次長  
周山 哲也 地域福祉課長  
山本 清治 高齢福祉課長  
河口 貴則 障がい福祉課長  
守田 潤子 健康増進課長  
(2) 提出書類の確認  
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。  
(3) 特定団体ヒアリング  
特定団体に対してのヒアリングについては、指定申請書提出後隨時行いました。  
(4) 審査内容  
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において[別紙1]に掲げる審査基準により評価を行い、各委員の合計得点が合計評価点の6割以上（基準点）であることを確認し、候補者として選定しました。  
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

## 8 審査の詳細

審査基準	評価点	委員数	評価点合計	秋穂二島地区社会福祉協議会
利用者の公平性、平等性等が確保できるか	10	6	60	42
施設の効用を最大限に発揮できるか	35		210	151
施設の管理運営経費の縮減が図られるか	10		60	36
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有しているか	30		180	126
地域との連携・協働が図られているか	15		90	74
合 計	100		600	429
基 準 点 (評価点合計×0.6)				360

## 9 審査意見

山口市秋穂二島高齢者生きがいセンターは、高齢者の生きがいの創造及び社会参加並びに世代交流の促進等地域住民のコミュニティ活動推進の場を確保し、高齢者福祉の向上に資することを目的として設置している施設です。そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である秋穂二島地区社会福祉協議会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画・実施、及び効率的な管理運営を行うことが期待できます。

特に、高齢者の生きがいづくりや健康増進を図る事業として、自然と歴史探訪及び体験学習行事の開催に加え、親睦や交流を図る事業として、盆栽展を開催する計画が評価できます。また、地域行事への参加や各種活動に対する会場提供に加え、中学生ボランティアの受け入れなど、地域や学校と連携した取組を計画されている点も評価できます。

以上、総合的に判断して、秋穂二島地区社会福祉協議会は山口市秋穂二島高齢者生きがいセンターの指定管理者候補者として必要な条件を満たしており、適当であると認めます。

別紙1  
審査基準

評価項目		評価の視点	配点
大項目(選定基準)	小項目		
(1) 利用者の公平性、平等性等が確保することができるものであること		・利用申込みにあたり、一部の利用者に対して、正当な理由なく利用を拒んだり、優遇する恐れはないか。	10
(2) 施設の効用を最大限に發揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の設置目的を反映した運営方針となっていいるか。	10
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	・高齢者の生きがいの創造及び高齢者福祉の向上に資する事業内容が提案されているか。	15
	利用促進の取組み	・利用者の増加を図るための取組みが提案されているか。	10
(3) 施設の管理経費の縮減が図られるここと		・管理経費の内容は適切か。 ・経費の積算は適切になされているか。	10
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制が取られているか。	10
	利用者の安全を確保するための対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯対策が取られているか。 ・事故、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	10
	利用者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・苦情や要望に対して、適切に対応できる体制が取られているか。	10
(5) 地域との連携・協働が図られていること	地域との連携や協働を図るための取組みがなされていること	・地域の実情に応じた地域と連携した取組みがなされているか。	15
合計			100

( 非公募 )

## 山口市嘉川高齢者生きがいセンター指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 山口市嘉川高齢者生きがいセンター
- 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名  
嘉川高齢者生きがいセンター運営委員会  
会長 山根洋文  
山口市深溝10048番地3
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）  
山口市嘉川高齢者生きがいセンターを管理運営することを目的に設立され、平成20年度から施設の管理運営を行っている。
- 5 非公募施設とした理由  
高齢者生きがいセンターは、地域からの要望により建設された施設であり、地域住民が利用する地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過  
仕様書の決定 令和7年6月30日（月）  
指定申請提出期間 令和7年8月21日（木）～令和7年9月19日（金）  
選定委員会による審査 令和7年10月14日（火）
- 7 審査の方法  
(1) 選定委員会委員  
堀 由紀江 健康福祉部長（委員長）  
天賀 康介 健康福祉部次長  
周山 哲也 地域福祉課長  
山本 清治 高齢福祉課長  
河口 貴則 障がい福祉課長  
守田 潤子 健康増進課長  
(2) 提出書類の確認  
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。  
(3) 特定団体ヒアリング  
特定団体に対してのヒアリングについては、指定申請書提出後隨時行いました。  
(4) 審査内容  
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において[別紙1]に掲げる審査基準により評価を行い、各委員の合計得点が合計評価点の6割以上（基準点）であることを確認し、候補者として選定しました。  
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

## 8 審査の詳細

審査基準	評価点	委員数	評価点合計	嘉川高齢者生きがいセンター運営委員会
利用者の公平性、平等性等が確保できるか	10	6	60	33
施設の効用を最大限に発揮できるか	35		210	145
施設の管理運営経費の縮減が図られるか	10		60	36
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有しているか	30		180	121
地域との連携・協働が図られているか	15		90	63
合 計	100		600	398
基 準 点 (評価点合計×0.6)				360

## 9 審査意見

山口市嘉川高齢者生きがいセンターは、高齢者の生きがいの創造及び社会参加並びに世代交流の促進等地域住民のコミュニティ活動推進の場を確保し、高齢者福祉の向上に資することを目的として設置している施設です。そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である嘉川高齢者生きがいセンター運営委員会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画・実施、及び効率的な管理運営を行うことが期待できます。

特に、施設周辺の除草作業や、地域の緑化奨励の取組を踏まえ、施設玄関付近へプランターを設置するなど、地域と連携した環境美化活動を計画されている点が評価できます。

以上、総合的に判断して、嘉川高齢者生きがいセンター運営委員会は山口市嘉川高齢者生きがいセンターの指定管理者候補者として必要な条件を満たしており、適當であると認めます。

別紙1  
審査基準

評価項目		評価の視点	配点
大項目(選定基準)	小項目		
(1) 利用者の公平性、平等性等が確保することができるものであること		・利用申込みにあたり、一部の利用者に対して、正当な理由なく利用を拒んだり、優遇する恐れはないか。	10
(2) 施設の効用を最大限に發揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の設置目的を反映した運営方針となっていいるか。	10
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	・高齢者の生きがいの創造及び高齢者福祉の向上に資する事業内容が提案されているか。	15
	利用促進の取組み	・利用者の増加を図るための取組みが提案されているか。	10
(3) 施設の管理経費の縮減が図られるここと		・管理経費の内容は適切か。 ・経費の積算は適切になされているか。	10
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制が取られているか。	10
	利用者の安全を確保するための対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯対策が取られているか。 ・事故、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	10
	利用者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・苦情や要望に対して、適切に対応できる体制が取られているか。	10
(5) 地域との連携・協働が図られていること	地域との連携や協働を図るための取組みがなされていること	・地域の実情に応じた地域と連携した取組みがなされているか。	15
合計			100

( 非公募 )

## 山口市佐山高齢者生きがいセンター指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 山口市佐山高齢者生きがいセンター
- 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名  
佐山地区社会福祉協議会  
会長 魚 永 正 信  
山口市佐山2726番地1
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）  
佐山地域内で社会福祉事業を運営することを目的に設立され、平成11年4月の山口市佐山高齢者生きがいセンター開設時から施設の管理運営を行っている。
- 5 非公募施設とした理由  
高齢者生きがいセンターは、地域からの要望により建設された施設であり、地域住民が利用する地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過  
仕様書の決定 令和7年6月30日（月）  
指定申請提出期間 令和7年8月21日（木）～令和7年9月19日（金）  
選定委員会による審査 令和7年10月14日（火）
- 7 審査の方法  
(1) 選定委員会委員  
堀 由紀江 健康福祉部長（委員長）  
天賀 康介 健康福祉部次長  
周山 哲也 地域福祉課長  
山本 清治 高齢福祉課長  
河口 貴則 障がい福祉課長  
守田 潤子 健康増進課長  
(2) 提出書類の確認  
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。  
(3) 特定団体ヒアリング  
特定団体に対してのヒアリングについては、指定申請書提出後隨時行いました。  
(4) 審査内容  
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において[別紙1]に掲げる審査基準により評価を行い、各委員の合計得点が合計評価点の6割以上（基準点）であることを確認し、候補者として選定しました。  
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

## 8 審査の詳細

審査基準	評価点	委員数	評価点合計	佐山地区社会福祉協議会
利用者の公平性、平等性等が確保できるか	10	6	60	42
施設の効用を最大限に發揮できるか	35		210	151
施設の管理運営経費の縮減が図られるか	10		60	36
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有しているか	30		180	125
地域との連携・協働が図られているか	15		90	65
合 計	100		600	419
基 準 点 (評価点合計×0.6)				360

## 9 審査意見

山口市佐山高齢者生きがいセンターは、高齢者の生きがいの創造及び社会参加並びに世代交流の促進等地域住民のコミュニティ活動推進の場を確保し、高齢者福祉の向上に資することを目的として設置している施設です。そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である佐山地区社会福祉協議会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画・実施、及び効率的な管理運営を行うことが期待できます。

特に、生きがいづくりや交流活動として、ホタル観察や田植え・稲刈りのほか、栗拾いなど、季節に応じた活動を計画されている点が評価できます。

以上、総合的に判断して、佐山地区社会福祉協議会は山口市佐山高齢者生きがいセンターの指定管理者候補者として必要な条件を満たしており、適当であると認めます。

別紙1  
審査基準

評価項目		評価の視点	配点
大項目(選定基準)	小項目		
(1) 利用者の公平性、平等性等が確保することができるものであること		・利用申込みにあたり、一部の利用者に対して、正当な理由なく利用を拒んだり、優遇する恐れはないか。	10
(2) 施設の効用を最大限に發揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の設置目的を反映した運営方針となっていいるか。	10
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	・高齢者の生きがいの創造及び高齢者福祉の向上に資する事業内容が提案されているか。	15
	利用促進の取組み	・利用者の増加を図るための取組みが提案されているか。	10
(3) 施設の管理経費の縮減が図られるここと		・管理経費の内容は適切か。 ・経費の積算は適切になされているか。	10
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制が取られているか。	10
	利用者の安全を確保するための対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯対策が取られているか。 ・事故、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	10
	利用者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・苦情や要望に対して、適切に対応できる体制が取られているか。	10
(5) 地域との連携・協働が図られていること	地域との連携や協働を図るための取組みがなされていること	・地域の実情に応じた地域と連携した取組みがなされているか。	15
合計			100

( 非公募 )

## 山口市小郡高齢者生きがいセンター指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 山口市小郡高齢者生きがいセンター
- 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名  
小郡高齢者生きがいセンター運営委員会  
会長 國 安 克 行  
山口市小郡尾崎町3番11号
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）  
山口市小郡高齢者生きがいセンターを管理運営することを目的に設立され、平成21年5月の開設時から施設の管理運営を行っている。
- 5 非公募施設とした理由  
高齢者生きがいセンターは、地域からの要望により建設された施設であり、地域住民が利用する地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過  
仕様書の決定 令和7年6月30日（月）  
指定申請提出期間 令和7年8月21日（木）～令和7年9月19日（金）  
選定委員会による審査 令和7年10月14日（火）
- 7 審査の方法  
(1) 選定委員会委員  
堀 由紀江 健康福祉部長（委員長）  
天賀 康介 健康福祉部次長  
周山 哲也 地域福祉課長  
山本 清治 高齢福祉課長  
河口 貴則 障がい福祉課長  
守田 潤子 健康増進課長  
(2) 提出書類の確認  
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。  
(3) 特定団体ヒアリング  
特定団体に対してのヒアリングについては、指定申請書提出後隨時行いました。  
(4) 審査内容  
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において[別紙1]に掲げる審査基準により評価を行い、各委員の合計得点が合計評価点の6割以上（基準点）であることを確認し、候補者として選定しました。  
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

## 8 審査の詳細

審査基準	評価点	委員数	評価点合計	小郡高齢者生きがいセンター運営委員会
利用者の公平性、平等性等が確保できるか	10	6	60	42
施設の効用を最大限に発揮できるか	35		210	151
施設の管理運営経費の縮減が図られるか	10		60	36
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有しているか	30		180	128
地域との連携・協働が図られているか	15		90	64
合 計	100		600	421
基 準 点 (評価点合計×0.6)				360

## 9 審査意見

山口市小郡高齢者生きがいセンターは、高齢者の生きがいの創造及び社会参加並びに世代交流の促進等地域住民のコミュニティ活動推進の場を確保し、高齢者福祉の向上に資することを目的として設置している施設です。そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である小郡高齢者生きがいセンター運営委員会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画・実施、及び効率的な管理運営を行うことが期待できます。

特に、高齢者の生きがいづくりや健康増進に向けた取組として、「古里探訪の会」を発足して史跡探訪ウォーキングを計画されている点が評価できます。また、管理運営体制について、平日・休日を問わず管理人を配置することで、適切な管理に加え、利用者が安心して安全に過ごせる運営が期待できます。

以上、総合的に判断して、小郡高齢者生きがいセンター運営委員会は山口市小郡高齢者生きがいセンターの指定管理者候補者として必要な条件を満たしており、適当であると認めます。

別紙1  
審査基準

評価項目		評価の視点	配点
大項目(選定基準)	小項目		
(1) 利用者の公平性、平等性等が確保することができるものであること		・利用申込みにあたり、一部の利用者に対して、正当な理由なく利用を拒んだり、優遇する恐れはないか。	10
(2) 施設の効用を最大限に發揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の設置目的を反映した運営方針となっていいるか。	10
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	・高齢者の生きがいの創造及び高齢者福祉の向上に資する事業内容が提案されているか。	15
	利用促進の取組み	・利用者の増加を図るための取組みが提案されているか。	10
(3) 施設の管理経費の縮減が図られるのこと		・管理経費の内容は適切か。 ・経費の積算は適切になされているか。	10
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制が取られているか。	10
	利用者の安全を確保するための対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯対策が取られているか。 ・事故、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	10
	利用者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・苦情や要望に対して、適切に対応できる体制が取られているか。	10
(5) 地域との連携・協働が図られていること	地域との連携や協働を図るための取組みがなされていること	・地域の実情に応じた地域と連携した取組みがなされているか。	15
合計			100

( 非公募 )

## 山口市小郡高齢者生きがいセンターさるびあ館指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 山口市小郡高齢者生きがいセンターさるびあ館
- 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名  
小郡高齢者生きがいセンター運営委員会  
会長 國 安 克 行  
山口市小郡尾崎町3番11号
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）  
山口市小郡高齢者生きがいセンターを管理運営することを目的に設立され、施設の管理運営を行っている。
- 5 非公募施設とした理由  
高齢者生きがいセンターは、地域からの要望により建設された施設であり、地域住民が利用する地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過  
仕様書の決定 令和7年6月30日（月）  
指定申請提出期間 令和7年8月21日（木）～令和7年9月19日（金）  
選定委員会による審査 令和7年10月14日（火）
- 7 審査の方法  
(1) 選定委員会委員  
堀 由紀江 健康福祉部長（委員長）  
天賀 康介 健康福祉部次長  
周山 哲也 地域福祉課長  
山本 清治 高齢福祉課長  
河口 貴則 障がい福祉課長  
守田 潤子 健康増進課長  
(2) 提出書類の確認  
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。  
(3) 特定団体ヒアリング  
特定団体に対してのヒアリングについては、指定申請書提出後隨時行いました。  
(4) 審査内容  
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において[別紙1]に掲げる審査基準により評価を行い、各委員の合計得点が合計評価点の6割以上（基準点）であることを確認し、候補者として選定しました。  
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

## 8 審査の詳細

審査基準	評価点	委員数	評価点合計	小郡高齢者生きがいセンター運営委員会
利用者の公平性、平等性等が確保できるか	10	6	60	42
施設の効用を最大限に発揮できるか	35		210	145
施設の管理運営経費の縮減が図られるか	10		60	36
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有しているか	30		180	118
地域との連携・協働が図られているか	15		90	63
合 計	100		600	404
基 準 点 (評価点合計×0.6)				360

## 9 審査意見

山口市小郡高齢者生きがいセンターさるびあ館は、高齢者の生きがいの創造及び社会参加並びに世代交流の促進等地域住民のコミュニティ活動推進の場を確保し、高齢者福祉の向上に資することを目的として設置している施設です。そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

小郡高齢者生きがいセンター運営委員会は、近接地の小郡高齢者生きがいセンターにおけるこれまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画・実施、及び効率的な管理運営を行うことが期待できます。

特に、高齢者の生きがいや健康増進を図るために、ゲートボール大会やグラウンドゴルフ大会を計画されている点が評価できます。

以上、総合的に判断して、小郡高齢者生きがいセンター運営委員会は山口市小郡高齢者生きがいセンターさるびあ館の指定管理者候補者として必要な条件を満たしており、適当であると認めます。

別紙1  
審査基準

評価項目		評価の視点	配点
大項目(選定基準)	小項目		
(1) 利用者の公平性、平等性等が確保することができるものであること		・利用申込みにあたり、一部の利用者に対して、正当な理由なく利用を拒んだり、優遇する恐れはないか。	10
(2) 施設の効用を最大限に發揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の設置目的を反映した運営方針となっていいるか。	10
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	・高齢者の生きがいの創造及び高齢者福祉の向上に資する事業内容が提案されているか。	15
	利用促進の取組み	・利用者の増加を図るための取組みが提案されているか。	10
(3) 施設の管理経費の縮減が図られるここと		・管理経費の内容は適切か。 ・経費の積算は適切になされているか。	10
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制が取られているか。	10
	利用者の安全を確保するための対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯対策が取られているか。 ・事故、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	10
	利用者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・苦情や要望に対して、適切に対応できる体制が取られているか。	10
(5) 地域との連携・協働が図られていること	地域との連携や協働を図るための取組みがなされていること	・地域の実情に応じた地域と連携した取組みがなされているか。	15
合計			100